



平成 27 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 澁 谷 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 澁 谷 弘 利
(コード番号6340 東証、名証市場第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 吉 道 義 明
(TEL 076-262-1201)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 25 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 第 2 条(目的)の変更

細胞加工、細胞培養の受託加工や大量培養などのニーズにこたえるために、事業目的の「7. 医療機械器具の製造販売」に「再生医療に関する事業」を追加するものであります。

(2) 第25条(取締役の責任免除)および第33条(監査役の責任免除)の変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、社外取締役および社外監査役に加えて、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第25条第2項および第33条第2項を別紙記載のとおり変更するものであります。なお、現行定款第25条第2項を変更する議案の提出については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 9 月 25 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 25 日 (金)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自動ボトリングシステムの製造販売2. 自動包装機械の製造販売3. 荷役運搬設備の製造販売4. 食品加工機械並びに化学機械の製造販売5. 産業用ロボット装置並びに金属工作機械の製造販売6. 電子応用装置の製造販売7. 医療機械器具の製造販売 8. 機械設備、プラント類および構築物等のエンジニアリング並びに工事請負業9. 産業・一般廃棄物の処理装置の製造販売10. 農業用設備機器の製造販売11. コンピューターによる情報処理システム並びに関連機器に関するシステムエンジニアリング、開発、設計、製作、販売12. 電気通信事業13. 中古機械の買取、販売14. 前各号に関する輸出入の業務15. 前各号に附帯する一切の事業 <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自動ボトリングシステムの製造販売2. 自動包装機械の製造販売3. 荷役運搬設備の製造販売4. 食品加工機械並びに化学機械の製造販売5. 産業用ロボット装置並びに金属工作機械の製造販売6. 電子応用装置の製造販売7. 医療機械器具の製造販売<u>および再生医療に関する事業</u>8. 機械設備、プラント類および構築物等のエンジニアリング並びに工事請負業9. 産業・一般廃棄物の処理装置の製造販売10. 農業用設備機器の製造販売11. コンピューターによる情報処理システム並びに関連機器に関するシステムエンジニアリング、開発、設計、製作、販売12. 電気通信事業13. 中古機械の買取、販売14. 前各号に関する輸出入の業務15. 前各号に附帯する一切の事業 <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--